

インクルーシブ教育システム構築モデル事業 公募要領

1. 事業名

インクルーシブ教育システム構築モデル事業

2. 事業の趣旨

「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された障害者基本法等の趣旨を踏まえ、現在、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。

中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」においては、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。」とされている。

本事業は、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を着実に推進していくため、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を収集するとともに、交流及び共同学習の実施や、域内の教育資源の組合せ（スクールクラスター）を活用した取組の実践研究を行い、その成果を普及するものである。

3. 事業の内容

下記の項目の中から希望するものを選択し実施するものとする。なお、それぞれの項目における詳細については別紙1～3を参照すること。

- (1) インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
- (2) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）
- (3) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

4. 公募対象

以下の団体を公募対象とする。

- (1) インクルーシブ教育システム構築モデルスクール
 - ・都道府県・指定都市教育委員会
(都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)
 - ・市区町村教育委員会
 - ・附属幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する国立大学法人
 - ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校を設置する学校法人

(2) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（交流及び共同学習）

- ・都道府県・指定都市教育委員会

（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。）

- ・市区町村教育委員会
- ・附属学校を設置する国立大学法人
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人

(3) インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）

- ・都道府県・指定都市教育委員会

（都道府県教育委員会は、管内の市区町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。）

- ・市区町村教育委員会
- ・附属学校を設置する国立大学法人
- ・幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校を設置する学校法人

5. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 支出負担行為担当官文部科学省初等中等教育局長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

6. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

- (1) 提出様式

企画提案書は別紙様式「事業実施計画書」によって代えるものとする。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン、ワードプロセッサ等の判読しやすいもので作成すること。

- (2) 提出部数

正本を1部提出すること。なお、提出書類は返却しない。

- (3) 提出方法

書類の提出は、以下の2通りに限る。直接持参及びファクシミリによる提出は不可とする。なお、以下の2通りの方法の組合せによる提出は可とする。

①電子メール

- ・別紙様式「事業実施計画書」をWord、一太郎又はPDFファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。
- ・メールの件名は「組織名・インクルーシブ事業実施計画」（組織名の例 例1：北海道教育委員会、例2：北海道、例3：北海道教育大学）とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が5MBを越える場合は、メールを分割し、件名に通し番

号を付して送信すること。

- ・メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

②郵送等（郵便、宅急便等）

- ・簡易書留、宅急便等、送達記録の残る方法で送付すること。
- ・郵送中の事故については、当方は一切の責任を負わない。

(4) 提出先

①電子メール

tokubetu@mext.go.jp

②郵送先及び本件担当

〒100-8959

東京都千代田区霞が関三丁目 2 - 2

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課合理的配慮推進係（宛）

TEL:03-5253-4111（内線3192）

(5) 提出締切

平成26年2月28日（金）

- ・電子メールは当日の送信記録があるもの
- ・郵送等の場合、当日18:00必着

(6) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

7. 事業規模（予算）及び採択件数

事業規模：1件あたり約650万円程度

採択件数：65地域程度

※事業規模は予算積算上の金額であり上限額や下限額ではない。

8. 選定方法等

(1) 選定方法

審査評価委員会において書類選考を実施する。なお、選考は3の(1)～(3)に示す内容ごとに行う。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

9. スケジュール（予定）

公募締切：平成26年2月28日（金）

審査：平成26年3月

採択：平成26年3月下旬

契約締結：平成26年度予算が成立した場合に、平成26年4月1日以降、順次締結

契約期間：原則、契約締結日から平成27年3月31日まで

10. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、企画提案者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

11. その他

その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。
また、事業実施にあたっては、契約書を遵守すること。

(別紙 1)

インクルーシブ教育システム構築モデル事業 (インクルーシブ教育システム構築モデルスクール)

1. 趣 旨

「障害者の権利に関する条約」や平成 23 年に改正された障害者基本法等の趣旨を踏まえ、現在、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。

中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」の趣旨を踏まえ、各学校の設置者及び学校は、インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、「合理的配慮」の提供に努める必要がある。

これらを踏まえ、本事業は、各学校の設置者及び学校が、障害のある子供に対して、その状況に応じて提供する「合理的配慮」の実践事例を蓄積するとともに、適切な「合理的配慮」のための校内体制の整備等について実践研究を行う。

これらの実践事例や、実践上の成果や課題、課題の解決策などの普及を図ることにより、「合理的配慮」に関する関係者の共通理解を醸成していくものである。

2. 委託先（公募対象）

委託要項 3. のとおり

3. 事業の内容及び実施方法

(1) 委託を受けた団体においては、次の事項に取り組むこととする。

①モデル校の指定

委託を受けた団体は、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の中から、実践を行うモデル校を指定する。単一の学校を指定することも、複数の学校を指定することも可能である。

②進捗状況の把握及び指導助言

委託を受けた団体は、必要に応じて、モデル校の取組状況を把握するとともに、モデル校又はその設置者（委託を受けた団体が設置者である場合を除く）に対し、指導助言を行うものとする。

また、モデル校の取組状況の把握、成果の検証等を行うため、モデル校の教員、指導主事、外部有識者等からなる運営協議会を設置することができる。

③合理的配慮協力員の配置

委託を受けた団体は、学校と関係機関との連携や、モデル校の校内体制整備を推進するため、特別支援教育に関する専門的な知識や経験を有する「合理的配慮協力員」をモデル校等に配置することができる。

(2) 指定を受けたモデル校においては、次の事項に取り組むこととする。

①校内の実施体制の整備

モデル校は、学級担任、特別支援教育コーディネーター、「合理的配慮協力員」等関係者からなる検討委員会を設置するなど、障害のある児童生徒等へ「合理的配慮」を提供するための校内体制を整備する。

「合理的配慮協力員」は、合理的配慮に関わる学校内外・関係機関との連絡・調整、特別

支援教育コーディネーターへの指導や特別支援教育支援員の研修等の校内体制整備、保護者等からの教育相談対応の支援等を行う。

②実践研究の実施（モデル校における「合理的配慮」の提供を含む）

モデル校は、学校に在籍する児童生徒等の「合理的配慮」の充実に取り組む。その際、本人及び関係者間の合意形成を図るために「合理的配慮協力員」を活用していくことが望ましい。

また、モデル校は、学校に在籍する児童生徒等の障害の状態や教育的ニーズ等を把握の上、事例の記録（④参照）の対象となる児童生徒等（以下、当該児童生徒等と言う。）を決定し、当該児童生徒等に関して、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用して、「合理的配慮」について検討、決定し、それぞれの計画に明記する。

その上で、当該児童生徒等に対して決定された「合理的配慮」を提供し、その充実に図るために、必要に応じて、専門家を活用することができる。

③実践研究の評価（モデル校における「合理的配慮」の評価を含む）

児童生徒等の「合理的配慮」の充実に図るためにモデル校が行った取組や工夫について、成果や課題を検証する。

また、モデル校において、当該児童生徒等に提供した「合理的配慮」の内容を検証・評価する。

④実践研究の成果とりまとめ（モデル校における「合理的配慮」の事例の記録を含む）

モデル校が行った取組について、実践上の成果や課題について整理し、報告書を作成する。

また、当該児童生徒等に対し、提供された「合理的配慮」の内容、成果や課題等について当該児童生徒等ごとに事例として記録し、整理する。

（「合理的配慮」に関する本人・保護者の意見や要望に対して、「均衡を失した」又は「過度の」負担となると判断した場合について、その内容や検討の過程を含むことが望ましい。）

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の末日までとする。

5. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、以下の法令、報告書等の内容に十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。
 - ・障害者基本法（平成23年8月改正）
 - ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会）
- (2) 本事業の成果を各地域が活用することを目的としていることから、専門家の活用に関して、その活動に過度に依存しないよう配慮すること。
- (3) モデル校で記録された「合理的配慮」の事例や、「合理的配慮」を提供するためにモデル校で行われた取組は、公表を予定しているため、各地域が活用できるよう具体的な事例報告となるよう留意すること。
- (4) 「合理的配慮」の決定にあたっては、「個別の教育支援計画」を活用するなどして、学校と本人及び保護者とが可能な限り合意形成を図ること。

(別紙2)

インクルーシブ教育システム構築モデル事業 (インクルーシブ教育システム構築モデル地域(交流及び共同学習))

1. 趣 旨

「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された障害者基本法等の趣旨を踏まえ、現在、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。

中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」においては、交流及び共同学習は、児童生徒等の「経験を広め、社会性を養い、豊かな人間性を育てる上で大きな意義を有するとともに多様性を尊重する心を育むことができる」としている。交流及び共同学習は、従前より各学校・地域において取り組まれてきているものであるが、共生社会の形成に向けて、障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に学ぶことを実現するための有効な手段であるという認識の下に取り組むことが大切である。また、今後は、交流及び共同学習における「合理的配慮」の提供等について整理するとともに、計画的・組織的な推進が必要である。

これらを踏まえ、本事業は、特別支援学校と幼・小・中・高等学校等(特別支援学校に在籍する児童生徒等が居住する地域の学校等(以下「居住地校」という。)を含む。)との交流及び共同学習、並びに小・中学校の特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習の計画的・組織的な実施について実践研究を行うとともに、これらの交流及び共同学習における「合理的配慮」の提供について実践事例を蓄積・普及し、もって、全国の学校における交流及び共同学習の充実、及び児童生徒等一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」の提供に資するものである。

2. 委託先(公募対象)

委託要項3. のとおり

3. 事業の内容及び実施方法

(1) 委託を受けた団体においては、次の事項に取り組むこととする。

①モデル地域の設定

委託を受けた団体は、モデル地域を原則1か所設定する。ただし、委託を受けた団体が対象校に対する指導助言等を十分に行い得る場合には、複数のモデル地域を設定することができる。

モデル地域は、次の(I)、(II)のいずれかを主たる研究事項とするものとする。

(I) 特別支援学校と幼稚園、小学校、中学校、高等学校等(居住地校を含む。)との交流及び共同学習

(II) 小・中学校の特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習

モデル地域の範囲は、(I)の場合は、複数の市町村が連携した地域、市町村の全域又は市町村の一部等の範囲とし、(II)の場合は、中学校区程度以上の範囲とする。

②対象校の決定

委託を受けた団体は、モデル地域内の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中から対象校を複数決定する(以下、対象校という)。(I)の場合は居住地校も対象校に含めることが強く望まれる。

③進捗状況の把握及び指導助言

委託を受けた団体は、実践研究の進捗状況を把握するとともに、対象校又はその設置者に対し、必要な指導助言を行うものとする。

また、必要に応じて、モデル地域の取組状況の把握、成果の検証等を行うため、対象校の教員、指導主事、外部有識者等からなる運営協議会等を設置することができる。

④合理的配慮協力員の配置

委託を受けた団体は、学校と関係機関との連携や、対象校の校内体制整備を推進するため、特別支援教育に関する専門的な知識や経験を有する「合理的配慮協力員」を対象校等に配置することができる。

(2) モデル地域においては、次の事項に取り組むこととする。

①モデル地域内の実施体制の整備

実践研究を行う対象校においては、それぞれの校内組織と連絡会等の共同の組織を設けるなど、適切な研究体制を整える。(例えば、教諭、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当教諭、通級指導担当教諭、「合理的配慮協力員」等からなる検討委員会を設置)

「合理的配慮協力員」は、合理的配慮に関わる学校内外・関係機関との連絡・調整、特別支援教育コーディネーターへの指導や特別支援教育支援員の研修等の校内体制整備、保護者からの教育相談対応の支援等を行う。

②実践研究の実施（交流及び共同学習における「合理的配慮」の提供を含む）

モデル地域は、計画的・組織的な交流及び共同学習の実施に取り組む。交流及び共同学習の実施に当たっては、共生社会の形成に向けて、児童生徒等の相互理解を一層推進する観点から、特に次のような取組について、創意工夫して実践しその成果を検証することに留意する。また、必要に応じて、専門家を活用することができる。

- ・ 居住地校との交流及び共同学習においては、居住地校の学級名簿等に児童生徒の氏名を記載する等居住地校における副次的な籍の取扱いを工夫することにより、学級への所属感や仲間意識を育むとともに居住地校との結び付きを強める。
- ・ 一定のまとまった期間に継続的・集中的に交流及び共同学習を実施し、各教科その他の活動（朝の会、給食、清掃、部活動等を含む。）を通じた交流及び共同学習を実施するなど、児童生徒等が学校生活の多様な場面で触れ合い、共に学ぶことにより、相互理解を深める。

また、モデル地域は、交流及び共同学習に参加する児童生徒等の障害の状態や教育的ニーズ等を把握の上、事例の記録（④参照）の対象となる児童生徒等（以下、当該児童生徒等と言う。）を決定し、当該児童生徒等に関して、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用して、交流及び共同学習において提供される「合理的配慮」について検討、決定し、それぞれの計画に明記する。

③実践研究の評価（交流及び共同学習における「合理的配慮」の評価を含む）

計画的・組織的な交流及び共同学習の実施のための工夫や実践上の成果や課題を検証・評価する。

また、当該児童生徒等に対して交流及び共同学習において提供される「合理的配慮」の内容を検証・評価する。

④実践研究の成果とりまとめ（交流及び共同学習における「合理的配慮」の事例の記録を含む）

交流及び共同学習の実践上の成果や課題について整理し、報告書を作成する。

また、当該児童生徒等に対し、交流及び共同学習において提供された「合理的配慮」の内容や成果や課題等について当該児童生徒等ごとに事例として記録し、整理する。

（「合理的配慮」に関する本人・保護者の意見や要望に対して、「均衡を失した」又は「過度の」負担となると判断した場合について、その内容や検討の過程を含むことが望ましい。）

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の末日までとする。

5. その他

- (1) 本事業の実施に当たっては、以下の法令、報告書等の内容に十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。
 - ・障害者基本法（平成23年8月改正）
 - ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会）
- (2) 本事業の成果を各地域が活用することを目的としていることから、専門家の活用に関して、その活動に過度に依存しないよう配慮すること。
- (3) モデル地域で記録された交流及び共同学習の取組や「合理的配慮」の事例は、公表を予定しているため、各地域が活用できるよう具体的な事例報告となるよう留意すること。
- (4) 「合理的配慮」の決定に当たっては、個別の教育支援計画を活用するなどして、学校と本人及び保護者とが可能な限り合意形成を図ること。
- (5) 参考となる以下の先行研究等も活用すること。
 - （文部科学省委託事業等における研究）
 - ・共生社会を目指した障害者理解の推進（特別支援教育研究協力校）報告書
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main/006/001.htm
 - ・交流及び共同学習ガイド（平成20年8月 文部科学省）
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm

(別紙3)

インクルーシブ教育システム構築モデル事業 (インクルーシブ教育システム構築モデル地域(スクールクラスター))

1. 趣旨

「障害者の権利に関する条約」や平成23年に改正された障害者基本法等の趣旨を踏まえ、現在、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が求められている。

中央教育審議会初等中等教育分科会においてとりまとめられた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」においては、各地域において子供一人一人の教育的ニーズに応えるためには、地域内の教育資源それぞれの単体だけでは難しいことが指摘され、「域内の教育資源の組合せ(以下、スクールクラスター)により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが必要である」とされている。

これらを踏まえ、本事業は、スクールクラスターに関して実践研究を行うとともに、スクールクラスターを活用した「合理的配慮」の提供について実践事例を蓄積・普及し、もって、スクールクラスターの取組の充実及び児童生徒等一人一人の状態や教育的ニーズに応じた「合理的配慮」の提供に資するものである。

2. 委託先(公募対象)

委託要項3. のとおり

3. 事業の内容及び実施方法

(1) 委託を受けた団体においては、次の事項に取り組むこととする。

①モデル地域の設定

委託を受けた団体は、モデル地域を原則1か所設定する。モデル地域の範囲は、複数の市町村が連携した地域、単独の市町村の全域、単独の市町村の一部のいずれの形態でも構わない。

②進捗状況の把握及び指導助言

委託を受けた団体は、モデル地域における実践研究の進捗状況を把握するとともに、モデル地域に対して必要な指導助言を行うものとする。(委託を受けた団体がモデル地域である場合を除く)

また、必要に応じて、モデル地域の取組状況の把握、成果の検証等を行うため、対象校の教員、指導主事、外部有識者等からなる運営協議会等を設置することができる。

③合理的配慮協力員の配置

委託を受けた団体は、学校と関係機関との連携や、学校の校内体制整備を推進するため、特別支援教育に関する専門的な知識や経験を有する「合理的配慮協力員」を事業の対象となる学校等に配置することができる。

(2) モデル地域においては、次の事項に取り組むこととする。

①モデル地域内の実施体制の整備

実践研究を行うモデル地域においては、事業の実施体制の整備を行い、地域内の教育資源の確認及び教育的ニーズを確認する。(例えば、教諭、特別支援教育コーディネーター、特別支援学級担当教諭、通級指導担当教諭、「合理的配慮協力員」等からなる検討委員会を設

置)

「合理的配慮協力員」は、合理的配慮に関わる学校内外・関係機関との連絡・調整、特別支援教育コーディネーターへの指導や特別支援教育支援員の研修等の校内体制整備、保護者からの教育相談対応の支援等を行う。

②実践研究の実施（スクールクラスターを活用した「合理的配慮」の提供を含む）

モデル地域は、スクールクラスターの実践研究に取り組む。

例えば、次のような地域内の教育資源を組み合わせる取組が考えられるが、下記の例に限らず、地域内の教育資源を組み合わせる取組が広く対象となり、その際、必要に応じて、専門家を活用することができる。

また、取組に応じて、モデル地域を1つのエリアとして実施することも、モデル地域を複数のエリアに分けて実施することも可能である。

ただし、本事業は、地域の教育資源のこれまで以上の積極的な活用を目指すものであるため、特別支援学校のセンター的機能の活用のみを取組は対象としない。

【例】

- ・地域内の関係者で障害のある児童生徒等のケース検討会議の実施
- ・通級指導担当教諭による地域内の学校への支援（巡回指導等）
- ・特別支援学級担当教諭による地域内の学校への支援（巡回指導等）
- ・特別支援教育に関する合同研修会の開催
- ・特別支援学校のセンター的機能の活用

また、モデル地域は、モデル地域内の児童生徒等の障害の状態や教育的ニーズ等を把握の上、事例の記録（④参照）の対象となる児童生徒等（以下、当該児童生徒等と言う）を決定し、当該児童生徒等に関して「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」を活用して、提供される「合理的配慮」について検討、決定し、それぞれの計画に明記する。

③実践研究の評価（スクールクラスターを活用した「合理的配慮」の評価を含む）

地域内の教育資源を組み合わせる取組の内容を検証し、地域内の教育資源を組み合わせることの意義、成果や課題を検証・評価する。

また、当該児童生徒等に地域において提供される「合理的配慮」の内容を検証・評価する。

④実践研究の成果とりまとめ（スクールクラスターを活用した「合理的配慮」の事例の記録を含む）

地域内の教育資源を組み合わせる取組の実践上の成果や課題について整理し、報告書を作成する。

また、当該児童生徒等に対し、本事業を通して、地域において提供された「合理的配慮」の内容や成果や課題等について当該児童生徒等ごとに事例を記録し、整理する。

（「合理的配慮」に関する本人・保護者の意見や要望に対して、「均衡を失した」又は「過度の」負担となると判断した場合について、その内容や検討の経緯を含むことが望ましい。）

4. 委託期間

本事業の委託期間は、原則として委託を受けた日から当該年度の末日までとする。

5. その他

(1) 本事業の実施に当たっては、以下の法令、報告書等の内容に十分留意し、効果的な事業の実施に努めること。

- ・障害者基本法（平成23年8月改正）
- ・「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成24年7月23日 中央教育審議会初等中等教育分科会）

- (2) 本事業の成果を各地域が活用することを目的としていることから、専門家の活用に関して、その活動に過度に依存しないよう配慮すること。
- (3) モデル地域で記録された教育資源を活用した取組や「合理的配慮」の事例は、公表を予定しているため、各地域が活用できるよう具体的な事例報告となるよう留意すること。
- (4) 「合理的配慮」の決定にあたっては、個別の教育支援計画を活用するなどして、学校と本人及び保護者とが可能な限り合意形成を図ること。
- (5) 事業を通して構築された連携の仕組みについて、例えば連携協議会を設置するなど、事業後の定着が図られるよう留意すること。